

兵庫県公報

平成30年11月1日 木曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○生活保護に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則（生活支援課）	1

公布された法令のあらまし

●生活保護に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則（規則第55号）

生活保護法の一部改正により、知事は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた者からその保護に要した費用の全部又は一部を徴収することができるものとされ、当該者が保護金品（金銭給付されるものに限る。以下同じ。）の一部を当該徴収金の納入に充てる旨を申し出た場合には、当該者に対して保護金品を交付する際に当該申出に係る徴収金を徴収することができるものとされたこと等に伴い、所要の整備を行うこととした。

規 則

生活保護に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年11月1日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第55号

生活保護に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則

生活保護に関する手続等を定める規則（昭和39年兵庫県規則第86号）の一部を次のように改正する。

第13条中「省令第22条の3第1項」を「法第78条第1項の規定に基づく徴収金に係る省令第22条の4第1項」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法第77条の2第1項の規定に基づく徴収金に係る省令第22条の4第1項の申出書は、様式第36号の2による。様式第36号の次に次の1様式を加える。

様式第36号の2（第13条関係）

徴収金支払申出書

私は、生活保護法第78条の2第1項又は第2項の規定に基づき、 年 月分からの保護金品等（保護費（金銭給付されるものに限る。）及び就労自立給付金をいう。以下同じ。）より、下記の金額を、 年 月 日付け費用徴収決定通知による同法第77条の2第1項の規定に基づく徴収金の支払に充てることを申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出の内容の変更を行わない限りにおいて、この申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等からその支払に充てるものとします。

記

1 毎月 円（ただし、 月のみ 円）を支払う。

2 下表のとおり支払う。

年月	支払金額	年月	支払金額
年 月	円	年 月	円
年 月	円	年 月	円
年 月	円	年 月	円

年 月	円	年 月	円
年 月	円	年 月	円
年 月	円	年 月	円
年 月	円	年 月	円
年 月	円	年 月	円
年 月	円	年 月	円
年 月	円	年 月	円
年 月	円	年 月	円
年 月	円	年 月	円
年 月	円	年 月	円

注 1又は2のいずれかを記入してください。

年 月 日

兵庫県知事 様

住所又は居所

氏名

印

様式第37号中「又は第2項」の右に「の規定」を加え、「生活保護法第78条第1項又は第3項による」を「同法第78条第1項の規定に基づく」に、「支払い」を「支払」に、「法第78条第1項又は第3項の規定」を「生活保護法第78条第1項の規定」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。